

障害者総合支援法に基づくmimi hanaカフェ（就労継続支援B型）運営規程

（事業の目的）

第1条 NPO法人シンフォニーネット（以下「事業者」という。）が設置するmimi hanaカフェ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 前二項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 就労継続支援B型を行う主たる事業所、従たる事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

主たる事業所 名称 mimi hana カフェ
所在地 山口県下関市新地町2番13号

従たる事業所 名称 はなさき
所在地 山口県下関市新地町6番30号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤・兼務 1名）

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 サービス管理責任者 1名（常勤・兼務1名）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- （1）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状

況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供するサービスが指定就労継続支援B型にあっては「就労継続支援B型計画」という。）を記載した就労継続支援計画の原案を作成すること。
- (3) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面（以下就労継続支援B型計画書という。）を利用者に交付すること。
- (4) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。
- (5) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

3 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員2名以上（常勤換算）

職業指導員は、就労継続支援（B型）計画に基づき、適切なサービスの提供を行うものとする。また、生産活動の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行うものとする。

(2) 生活支援員2名以上（常勤換算）

生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに、就労継続支援（B型）計画に基づきサービスの提供を行うものとする。

(3) 目標工賃達成指導員 1名以上（常勤換算）

目標工賃達成員は、目標工賃を達成するために、管理者と一体となり、事業所全体の経営状況の把握・改善等の業務を行うことに加えて、利用者のスキルアップを図る等の直接的な支援を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 主たる事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 火曜日から土曜日までとする。ただし、お盆・年末年始を除く。
- (2) 営業時間 9:00～18:00 までとする。

- (3) サービス提供日 火曜日から土曜日までとする。ただし、お盆・年末年始を除く。
- (4) サービス提供時間 9:00~18:00 までの間とする。
- (5) 不定期にイベントを主催又は参加する場合がある。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

指定就労継続支援B型 30名

(サービスの内容)

第7条 事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 身体等の介護
- (4) 就労に必要な知識、能力を向上するための訓練
- (5) 就労の機会の提供及び生産活動(mimihanaカフェ業務
 - ・ 雑貨制作業務・AZUL とチョコレート工房業務・内職・はなさき販売業務
 - ・ アロマサロン業務)
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 施設外就労
- (9) 施設外支援
- (10) 在宅支援
- (11) イベント等での販売や補助作業
- (12) 職場定着支援
- (13) 生活相談
- (14) 健康管理
- (15) 訪問支援
- (16) 送迎サービス
- (17) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (18) から(シ)に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(求職活動ならびに施設外支援・施設外就労)

第8条 施設外支援とは、ハローワークにおける求職登録、職業センターにおける職業能力判定ならびに職業リハビリテーション計画作成等、委託訓練あら日にトライアル雇用、さらにその他の施設外における作業体験を言う。また、施設外就労とは職員と利用者がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行なうことを言う。

- 2 施設外支援は、年間で延べ180日を超えないものとし、施設外就労は期間を定めないものとする。施設外支援ならびに施設外就労は、個別支援計画ならびにその実地記録書に明記するものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援B型を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定就労継続支援（B型）が法定代理受領であるときは、その1割の額とする。ただし、市町が定める月額負担上限額の範囲内とする。

(1) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

- 2 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 3 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 事業所における通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
下関市の全域とする。

(工賃の支払等)

- 第11条 事業所は、指定就労移行支援、及び指定就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
- 2 前項の場合において、就労継続支援B型については、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。
- (2) 危険物を持ち込まないこと。
- (3) 無断で共用備品等の位置形状を変更しないこと
- (4) サービス利用時間内は飲酒を行わないこと
- (5) 喫煙は指定の場所で行うこと
- (6) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しないこと。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サ

ービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所では、事業所内において感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所では、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所では、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第18条 提供した就労継続支援等に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した就労継続支援等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により山口県知事が、また、法第48条第1項の規定により山口県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、山口県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、山口県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第19条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者及び委員会の選定及び設置（第3者委員会の設置有り）
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

- 2 事業所では、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント等）

第21条 事業所では、適切な福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年4回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定就労継続支援B型等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はNPO法人シンフォニーネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

6 本契約の一方当事者が、次の各号に定める事情に起因して本契約上の義務の履行を遅滞し又は履行不能となったときは、その責を負わないものとする。

① 自然災害、火災及び爆発

② 伝染病

③ 戦争及び内乱

④ 革命及び国家の分裂

⑤ 公権力による命令処分

⑥ 暴動

⑦ その他前各号に準ずる事態

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日変更。

この規定は、平成28年6月1日変更。

この規程は、平成28年9月1日変更。

この規程は、平成28年10月1日変更。

この規程は、平成29年4月1日変更。

この規定は、平成29年7月18日変更。

この規程は、平成30年1月4日変更。

この規定は、平成30年7月1日変更。

この規程は、平成30年10月1日変更。

この規程は、平成31年4月1日変更。

この規程は、令和1年7月1日変更。

この規定は、令和2年4月1日変更。

この規定は、令和3年2月1日変更。

この規定は、令和3年4月15日変更。

この規定は、令和3年12月1日変更。

この規定は、令和4年1月1日変更。

この規定は、令和4年1月22日変更。

この規定は、令和4年5月21日変更。

この規定は、令和4年7月29日変更。

この規定は、令和5年4月1日変更。

この規定は、令和6年9月10日変更。

この規定は、令和6年12月1日変更。

この規定は、令和7年1月7日変更。